

緊急災害時の対応について

R8.6.1～

寝屋川市立中木田中学校

<気象警報発表時の対応>

東部大阪に暴風警報・危険警報・特別警報発表時の対応措置（寝屋川市は東部大阪です）

【暴風警報発表時】

1. 午前7時現在で 警報が発表されている場合	<ul style="list-style-type: none">・児童・生徒の登校は見合わせ、自宅待機とします。 ＜給食について＞・給食は中止となります。
2. 午前9時までに 警報が解除された場合	<ul style="list-style-type: none">・午前10時の始業とし、午前授業とします。・自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合は、その旨を学校まで連絡をお願いします。・安全上、自宅学習を選択した場合には、オンライン授業を実施します。その場合は、欠席ではなく「出席停止」となります。
3. 午前9時現在で 警報が解除されていない場合	<ul style="list-style-type: none">・臨時休業とします。
4. 児童・生徒が 在校時 に 警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none">・気象情報に注意し、下記の措置をとります。①直ちに緊急一斉下校の措置をとります。②緊急一斉下校が、危険であると判断される場合は、生徒の安全に十分配慮の上、校内にとどめ、「さくら連絡網」で連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとります。③保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとります。 <p>【警報解除の時】</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置をとります。

【河川氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報・大雪警報発表時】

- ・通常授業とします。
- ・自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合は、その旨を学校まで連絡をお願いします。
- ・安全上、自宅学習を選択した場合には、オンライン授業を実施します。その場合は、欠席ではなく「出席停止」となります。

【危険警報・特別警報発表時】

1. 午前7時現在で 「危険警報・特別警報」が発表されている場合	・生徒の登校は見合わせ、自宅待機とします。 <給食について> ・給食は中止となります。
2. 午前9時までに 「危険警報・特別警報」が解除された場合 (暴風警報が継続発表の場合を除く)	・午前10時の始業とし、午前授業とします。 ※暴風警報発表時と同様とします。
3. 午前9時現在で 「危険警報・特別警報」が解除されていない場合	・臨時休業とします。
4. 児童・生徒が 在校時 に 「危険警報・特別警報」が発表された場合	・気象情報に注意し、ただちに命を守る行動をとるとともに、下記の措置をとります。 ①生徒の安全に十分配慮の上、校内にとどめ、「さくら連絡網」で連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとります。 ②保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとります。 【危険警報・特別警報解除(暴風警報が継続発表の場合を除く)の時】 ・生徒を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置をとります。

(参考) 危険警報・特別警報について

- **河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮・波浪・大雪・暴風雪・暴風**
【河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮・波浪・大雪・暴風雪・暴風】警報の基準をはるかに超える、危険度の高いものが「〇〇特別警報」、「〇〇危険警報」として発表される。
※波浪、大雪、暴風雪、暴風について、現時点で「危険警報」の位置付けなし。
- **津波・噴火**
危険度が非常に高いレベルの警報が「特別警報」として位置付けられている。
※大津波警報、噴火警報(噴火警報レベル4以上及び居住区域)

<地震発生時の対応>

<p>1. 生徒が在宅時</p>	<p>【震度4以下の場合】 ・原則、平常授業とします。 (被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もあります。)</p> <p>【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業ととります。</p>
<p>2. 生徒が登下校中</p>	<p>・大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則学校に避難する。</p> <p>【震度4以下の場合】 ・校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を行います。 ・下校時は、通学路の安全確認の後、教職員による見守り等、安全に配慮して下校します。</p> <p>【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとります。 ・保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとります。</p>
<p>3. 生徒が在校時</p>	<p>【震度4以下の場合】 ・校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を行います。 ・下校時は、通学路の安全確認の後、教職員による見守り等、安全に配慮して下校します。</p> <p>【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとります。 ・保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとります。</p>

※生徒の安全を第一に考え、保護者の判断において登校を見合わせるなどの対応を行う場合は、学校にその旨の連絡をお願いします。